

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
申立期間について、国民年金未納期間との回答をもらった。
しかし、申立期間当時はA納税組合が自宅に集金に来て、納付していたので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和56年5月の婚姻後に国民年金に任意加入している上、国民年金の加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「国民年金保険料はA納税組合の班長が年度ごとに交代で自宅に集金に来ており、その班長に納付していた。」と主張しているところ、現在のB町（合併前は、C町）役場に納税組合について照会した結果、「平成17年度末に市町村合併するまでは、申立人の居住していた地域にはA納税組合が存在し、地方税のほかに国民年金保険料を集金していたことは確認できる。」との回答を得ている。

さらに、申立人の夫は昭和51年7月からC町役場に継続して勤務しており、婚姻後の申立期間において、生活状況及び経済状況に大きな変化は無かったとしており、申立人の申立期間における国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情もうかがわれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月16日から同年11月1日まで
昭和56年11月26日にB社に入社し、約1年後にA社に出向し、62年8月15日まで継続勤務していた。退職金計算は、入社年月日が56年11月26日、退職日は62年8月15日でB社より受け取った。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、B社発行の退職金計算書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和58年10月16日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年11月分給与明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで
平成9年3月にA社本店に派遣社員として採用され、B社に派遣されていたが、10年7月1日からA社C支店に転勤となり、D社に13年4月まで派遣社員として勤務していた。給与はA社より支給され、9年10月1日に厚生年金の資格を取得し、保険料は同年10月分から退職するまで控除されていた。ねんきん特別便で1か月の加入空白期間があることを知り、事業所の転勤の際の手違いと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成10年6月分の給与支給明細書、預金通帳の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同年7月1日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年6月分給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業廃止時の事業主は、不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成10年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和51年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月21日から同年7月1日まで
私は、昭和41年4月1日にA社に採用され、途中で転勤はあったものの現在までグループ会社に継続勤務しているが、申立期間について厚生年金保険の加入期間とされていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿、昭和51年5月及び6月の給与台帳並びに同社の回答により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(同年7月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和45年3月31日となっているが、3月31日退職なので4月1日資格喪失が正しい。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された辞令交付簿により、申立人が当該事業所に昭和44年8月1日に採用され、45年3月31日に退職するまで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所からは、「現在の末日退職者の社会保険料控除の取扱いは、翌月10日支給の手当から控除している。申立期間当時も同様と思われる。」との回答を得ている。

さらに、オンライン記録により、申立期間と近接する昭和45年1月1日に資格喪失したことが確認できる元同僚二人に照会したところ、共に「私は昭和44年12月31日で退職した。」と供述しており、月末退職者から厚生年金保険料を控除していたものと推認されることから、申立期間において、申立人に係る厚生年金保険料も同様に、事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

加えて、申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立人は、年度途中で採

用となり、その年の年度末まで働いていたことを覚えている。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所に昭和 45 年 3 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 45 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から同年 7 月まで
一緒に入社した人が厚生年金保険に加入しているのに、私だけが加入記録が無いのは不自然と思われる。誠意をもって、厳密に調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「私は申立人よりいくらか早く働いていた。働き始めて数か月後に厚生年金保険に加入した。試用期間があったと思う。」と供述している。

また、当該事業所は昭和 56 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている他、当時の事業主は所在不明である上、他の役員は、「当時の書類は全て廃棄されているため、不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 11 月 10 日から 49 年 8 月までの期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、当該事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 17 日から 38 年 3 月まで
今回、年金記録確認の照会をしたところ、A社の記録が1か月判明した。しかし、私は同社に1年半くらい勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると 49 年に解散しており、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立人は同僚を記憶していないことから、当該事業所で、申立人と同様に昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 16 人のうち連絡の取れた 7 人に照会したところ、回答のあった 6 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月頃から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 3 月に学校を卒業し、同年 5 月頃から同年 12 月 1 日までの期間、A 社（所在地不明）に勤務し、線路への岩石落下防止用アーチの建設工事に従事し、厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、加入記録が無いことには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の所在地、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立期間当時の勤務実態等について関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立人の記憶している A 社の名称で、申立期間当時、建設工事現場のあったとする B 市に同名の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、線路への岩石落下防止用アーチの建設工事を行っていた業者について、C 社及び D 機構に照会したが、特定することはできなかった。

さらに、同じ名称の厚生年金保険の適用事業所は、E 県内に 11 社確認できるところ、そのうちの 2 社は、申立期間当時、適用事業所であったことから両社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、両社の業種は「F 業及び同類似業」及び「G 業」であり、既に、昭和 34 年 12 月 25 日及び 40 年 5 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、連絡先も不明であることから当時の事情を確認することはできない上、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、片仮名で「A 社」と記録されている厚生年金保険の適用事業所は、E 県内に 16 社確認できるところ、そのうちの 3 社は、申立期間当時、

適用事業所であったものの、3社の業種は「H業」、「I業」及び「J業及びK業」であり、昭和34年5月31日、35年6月1日及び46年8月30日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、連絡先も不明であることから当時の事情を確認することはできない上、当該3社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

その上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 12 月まで
給与明細書等の資料は無いが、A社で、一緒に働いていた従兄弟が、厚生年金保険に加入していたことが分かったので、申立てをした。昭和 43 年にB病院に社会保険で入院し、その後、同市のC医院へ転院し、もしかしたら、44年の春に退院したかもしれない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 3 月から同年 7 月までは厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主及び社会保険事務の担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立事業所が適用事業所であった期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる元事業主の妻は、「季節雇用で来ていた従業員は、失業保険をもらうのが目的で来ている人が多かったと思う。私は賄いで勤務したが、厚生年金保険については何も分からない。」と供述しているほか、申立人が一緒に勤務していたと述べている従兄弟は、「自分も昭和 42 年 2 月頃から 45 年 12 月頃まで社員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録がほとんど無い。また、季節雇用者については、厚生年金保険に加入するか否か

について、本人から意向確認していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人が一緒に勤務したと述べている元同僚3人（上記従兄弟を除く。）の氏名を健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認したが、いずれの氏名も確認できないことから、当該事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の上記原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 15 年 12 月 21 日まで
私が A 社に勤務していた平成 10 年 4 月 1 日から 15 年 12 月 21 日までの期間について年金事務所に照会したところ、標準報酬月額が 20 万円と回答されたが、所持している給与明細書の支給合計額を見ると、約 24 万円から 30 万円となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額 of それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間の一部の給与明細書及び源泉徴収票等によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり 24 万円から 30 万円であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(20 万円)と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と

全て一致しており、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。